平成２３年（フ）第６４６号
栃木県那須塩原市新緑町119番地43　大島ノボルアパート２号、住民票上の住所栃木県那須塩原市新緑町119番地43
債務者　大峡　　敦
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７２０号
栃木県宇都宮市御幸ケ原町10番45号
債務者　渡邊　　実
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１３３３号
東京都多摩市馬引沢１丁目３番地の27ガーデンビュー楡Ｂ－２
債務者　栗田　洋一
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１３６４号
東京都日野市日野本町４丁目６番地の１
債務者　佐藤　義之
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２８３０号
横浜市瀬谷区下瀬谷２丁目15番地９　ボナールピアＩ　201号
債務者　荒木　美加
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７１４号
静岡市葵区新伝馬２丁目４番14号　かんな103号
債務者　安本　真也
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７５２号
神奈川県鎌倉市津西１－５－20　スリーハイツ203、住民票上の住所神奈川県逗子市新宿４丁目６番62号　披露山ガーデンフラット104
債務者　山田　達也
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２７５３号
横浜市神奈川区西寺尾２丁目24番12号
債務者　山口寿美恵
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４４８号
東京都八王子市川口町1469番地
債務者　石井　偉友
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第９０号
島根県出雲市大津新崎町３丁目２番地
債務者　妹尾　勇二
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月30日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第９８号
島根県大田市長久町長久ロ267番地12
債務者　宮本　雅俊
1　決定年月日時　平成23年11月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月30日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第４３号
長野県松本市高宮中４番15号
破産者　株式会社エス・ディー・ケー
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第３８号
鹿児島県指宿市山川成川165番地
破産者　南　　昇
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第１９３０５号
東京都品川区南大井６丁目17番17号
破産者　株式会社アライアンス
1　決定年月日　平成23年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５０３１号
東京都品川区南大井６丁目17番17号
破産者　株式会社ジェントリー
1　決定年月日　平成23年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５０３２号
東京都品川区南大井６丁目17番17号
破産者　株式会社ＴＳＩ
1　決定年月日　平成23年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部